

いつもエクスプレス予約をご利用いただきまして、ありがとうございます。

令和2年3月21日（土）、以下のとおり会員規約等を改定いたします。

## ◆改定内容

- きっぷの受取方法について  
従来のEX-ICカードに加え、「受取コード」を追加します
- 民法（債権法）改正に伴う変更について  
各規約、特約の変更に関する条文を変更します

## ◆対象規約等

- エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約
- 精算業務等の委託に関する特約
- エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約
- EX-ICサービス（E予約専用）規約
- 約定支払日の取扱いに関する特約

※具体的な変更内容は、本資料の2～8スライドをご覧ください。

---

現行	改正
<p data-bbox="145 323 338 352">E 予約専用会員</p> <p data-bbox="327 419 918 448">エクスプレス・カード（E 予約専用）会員規約</p> <p data-bbox="584 515 663 544">（前略）</p> <p data-bbox="145 611 584 639">第 30 条（本規約等 <u>およびその</u> 改定）</p> <p data-bbox="145 659 1104 735">1. 本規約は、会員と両社、または両社のいずれかとの一切の契約関係に適用されます。</p> <p data-bbox="145 754 1104 882">2. <u>本規約等の内容は、当社 HP 上への掲示、カード利用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他両社が適当と認める方法により通知するものとします。</u></p> <p data-bbox="145 901 1104 1121">3. <u>将来本規約等が改定され、両社、または両社のいずれかがその内容を書面その他の方法により通知した後に会員のいずれかがカード番号を利用した場合、会員が当該改定内容を承認したものとみなします。</u>なお、本規約等と相違する他の規約または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p> <p data-bbox="573 1236 674 1265">（以下略）</p>	<p data-bbox="1135 323 1328 352">E 予約専用会員</p> <p data-bbox="1317 419 1908 448">エクスプレス・カード（E 予約専用）会員規約</p> <p data-bbox="1570 515 1648 544">（前略）</p> <p data-bbox="1135 611 1462 639">第 30 条（本規約等の改定）</p> <p data-bbox="1135 659 2085 735">1. 本規約等<del>は</del>は、会員と両社、または両社のいずれかとの一切の契約関係に適用されます。</p> <p data-bbox="1135 754 2085 1169">2. <u>両社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約等を改定し（本規約等と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約等に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、両社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、ホームページ等で公表するものとします。</u>なお、本規約等と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p> <p data-bbox="1559 1236 1659 1265">（以下略）</p>

(精算業務等の委託に関する特約)

(前略)

第7条 (本特約の改定)

本特約が改定され、JCB または JR 東海のいずれかがその内容を書面その他の方法により法人会員に通知した後に業務受託者が精算業務を行った場合、法人会員は当該改定内容を承認したものとみなします。

(以下略)

エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用) 規約

第1条 (概要)

1. 本規約は、「エクスプレス・カード (E予約専用) 会員規約」(以下、「カード会員規約」という。)で定める東海旅客鉄道株式会社(以下、「当社」という。)がカード会員規約に定める法人会員(以下、「法人会員」という。)に提供するエクスプレス予約コーポレートサービス(以下、「本サービス」という。)の取扱いについて定める。

なお、法人会員は本規約の内容についてカード会員規約に定めるカード使用者(以下、「カード使用者」という。)に周知する義務を負う。法人会員およびカード使用者は本規約を承認し、遵守する。

2. 本規約の内容は、エクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) (以

(精算業務等の委託に関する特約)

(前略)

第7条 (本特約の改定)

削除

(以下略)

エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用) 規約

第1条 (概要)

1. 本規約は、「エクスプレス・カード (E予約専用) 会員規約」(以下、「カード会員規約」という。)で定める東海旅客鉄道株式会社(以下、「当社」という。)がカード会員規約に定める法人会員(以下、「法人会員」という。)に提供するエクスプレス予約コーポレートサービス(以下、「本サービス」という。)の取扱いについて定める。

なお、法人会員は本規約の内容についてカード会員規約に定めるカード使用者(以下、「カード使用者」という。)に周知する義務を負う。法人会員およびカード使用者は本規約を承認し、遵守する。

2. 本規約の内容は、エクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) (以下、

下、「当社 HP」という。)等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により通知するものとする。

3. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。本規約を変更した場合、法人会員およびカード使用者が本サービスまたは JR 東海 EX-IC サービス規約 (E 予約専用) に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の規約に同意したものとみなされる。

4. 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。

(中略)

#### 第 10 条 (受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口 (以下、「受取窓口」という。)において、当社が別に定める方法により、第 8 条第 1 項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。
2. カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別途定める「JR 東海 EX-IC サービス規約 (E 予約専用)」(以下、「IC 規約 (E 予約専用)」という。)の定めにより当社が貸与する EX-IC カードまたはカード会員規約第 3 条に定める貸与カードを当社が別に定める方法により使用し、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、当社の駅窓口等で貸与カードにより受取を行う場合は、本サービスログイン時に入力するパスワードの入力に代えて当社所定の帳票への

「当社 HP」という。)等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により通知するものとする。

3. (削る)

4. (削る)

(中略)

#### 第 10 条 (受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等 (以下、「受取窓口」という。)において、当社が別に定める方法により、第 8 条第 1 項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。
2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のための符号 (QR コード及び 16 桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。)を発行するものとする。カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別途定める「JR 東海 EX-IC サービス規約 (E 予約専用)」(以下、「IC 規約 (E 予約専用)」という。)の定めにより当社が貸与する EX-IC カードまたは受取コードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、駅等の窓口で受取を行う場合

自署等によることができるものとする。

3. 第 1 項の乗車券類の受取期間は、当社が別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができない。

(中略)

(以下略)

は、パスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとする。

3. 第 1 項の乗車券類の受取期間および第 2 項の受取コードの有効期間は、当社が別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができない。

(中略)

#### 第 22 条 (本規約の改定)

当社は、民法の定めに従い法人会員及びカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し (本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。)、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとする。なお、改定が専ら法人会員及びカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員及びカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員及びカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員及びカード使用者に対して改定の都度、当社 HP 等で公表するものとする。

(以下略)

(約定支払日の取扱いに関する特約)

(前略)

第3条 (本特約の変更)

1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本特約を変更した場合、カード使用者の1人が変更後にエクスプレス予約コーポレートサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、法人会員及びカード使用者が変更後の特約に同意したものとみなされます。
2. 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

(以下略)

(約定支払日の取扱いに関する特約)

(前略)

第3条 (本特約の変更)

削除

(以下略)

E予約専用会員

## JR 東海 EX-IC サービス規約（E予約専用）

### 第1条（総則）

- 1.本規約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約」（以下、「EX予約コーポレート規約（E予約専用）」といいます。）の附則とし、EX予約コーポレート規約（E予約専用）と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。
- 2.本規約第2章（EX-IC サービス）、第3章（付帯サービス）、第4章（サービスの変更、中断、終了等及び通知方法等に関する定め）及び第6章（EX-IC 携帯電話機）、ならびに、第2章、第3章、第4章及び第6章に関連する本規約上の一切の条項については特約条項とし、当社所定の同意書により同意を行った法人会員に限り適用するものとします。
- 3.「エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約」（以下、「カード会員規約」といいます。）に定める法人会員（以下、単に「法人会員」といいます。）は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」といいます。）に本規約を周知する義務を負います。

（中略）

### 第3条（本規約の変更）

- 1.当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本規約を変更

E予約専用会員

## JR 東海 EX-IC サービス規約（E予約専用）

### 第1条（総則）

- 1.本規約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約」（以下、「EX予約コーポレート規約（E予約専用）」といいます。）の附則とし、EX予約コーポレート規約（E予約専用）と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。
2. （削る）
- 2.「エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約」（以下、「カード会員規約」といいます。）に定める法人会員（以下、単に「法人会員」といいます。）は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」といいます。）に本規約を周知する義務を負います。

（中略）

### 第3条（本規約の変更）

- 1.当社は、民法の定めに従い法人会員及びカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めるこ

更した場合、第2章、第3章、第4章及び第6章についてはカード使用者の1人が変更後にEX-ICサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、それ以外の各章についてはEX-ICサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用、もしくはEX-ICカードを使用してEX予約コーポレート規約（E予約専用）第10条に定める受取を行ったことをもって、法人会員及びカード使用者が変更後の規約に同意したものとみなされます。

(以下略)

とを含みます。)、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員及びカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員及びカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員及びカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員及びカード使用者に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) (以下、「当社HP」という。) 等で公表するものとします。

(以下略)

附則

この通達は、令和2年3月21日から施行する。